

## 舟川隣保館建設工事公募型指名競争入札に係る公募実施要項

舟川隣保館建設工事公募型指名競争入札に係る公募実施要項（以下「本要項」という。）は、舟川隣保館建設工事（以下「本工事」という。）の事業者を決定するため公募型指名競争入札を実施するにあたり、当該公募に関し必要な事項を定めるものである。

### 第１ 公募の趣旨

鞍手町（以下「発注者」という。）が実施する本工事の指名競争入札にあたり、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を指名するため、公募により入札参加希望者を募集するものである。

### 第２ 工事概要

- （１） 工事名 隣保館施設整備事業 舟川隣保館建設工事
- （２） 履行場所 鞍手町大字新延2647番地３外
- （３） 工事内容 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、一部解体工事、外構工事  
※詳細は設計図書等を参照
- （４） 施設規模 鉄骨造１階建、建築面積 312.00㎡、延床面積300.80㎡
- （５） 履行期間 契約の効力の発生の日（議会の議決日）から令和８年３月10日まで
- （６） 予算額 215,193千円（税込）  
※ 鞍手町競争入札等に関する基本的事項を定める規則（平成31年３月29日鞍手町規則第５号）第８条の規定により予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。

### 第３ 募集要領

#### １ 指名方針

鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程（平成31年鞍手町告示第49号）第12条に規定する「競争入札参加資格審査及び指名選考委員会」（以下「資格指名委員会」という。）において、入札参加希望者が提出した技術資料等に基づき「３ 参加資格要件」の審査を行い、本工事の指名競争入札に係る指名者を選考する。

なお、当該審査の結果、資格適合者が15人を超えた場合は、資格指名委員会において、参加者の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（申請日時点で有効なもの）のうち「建築一式」の総合評定値（P点）、施工実績（様式３）を基に総合的に判断し、概ね15人を指名者の上限として選考するものとする。

また、指名者の下限は、原則として３人以上とするが、応募状況に応じ２人以上とすることもある。

#### ２ スケジュール

|          |   | 項 目                | 期日等                                      |
|----------|---|--------------------|------------------------------------------|
| 公募<br>段階 | ① | 公告（公募開始）、本要項等の配布   | 令和7年6月6日（金）                              |
|          | ② | 質問受付開始（本要項及び技術資料等） | 令和7年6月6日（金）                              |
|          | ③ | 質問受付終了（本要項及び技術資料等） | 令和7年6月18日（水）正午                           |
|          | ④ | 質問回答期限（本要項及び技術資料等） | 令和7年6月20日（金）                             |
|          | ⑤ | 技術資料等の提出期限         | 令和7年6月26日（木）                             |
|          | ⑥ | 参加資格審査（指名者決定）      | 令和7年7月1日（火）まで                            |
| 入札<br>段階 | ⑦ | 指名通知送付             | 令和7年7月2日（水）                              |
|          | ⑧ | 現場説明会              | 令和7年7月3日（木）から<br>令和7年7月9日（水）まで<br>※土日を除く |
|          | ⑨ | 質問受付開始（設計図書等）      | 令和7年7月3日（木）                              |
|          | ⑩ | 質問受付終了（設計図書等）      | 令和7年7月11日（金）正午                           |
|          | ⑪ | 質問回答期限（設計図書等）      | 令和7年7月17日（木）                             |
|          | ⑫ | 入札日（予定日）           | 令和7年7月24日（木）                             |
|          | ⑬ | 仮契約締結（予定日）         | 令和7年7月30日（水）                             |
|          | ⑭ | 契約効力発生の日（予定）       | 令和7年8月上旬                                 |

### 3 参加資格要件

本工事の指名競争入札に参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。なお、参加者が共同企業体である場合は、代表構成員は(1)～(12)を構成員は(1)～(11)をすべて満たすものとし、(13)は代表構成員、構成員のいずれかで満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する

行為を行っていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であって、同法第7条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第1項に規定する保険料（雇用保険に係るものに限る。）を滞納している者でないこと。
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による届出をしていない者又は同法第155条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- (8) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主であって、同法第27条の規定による届出をしていない者又は同法第81条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- (9) 技術資料等の提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、技術資料等提出から指名通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた者は失格とする。
- (10) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (11) 経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（申請日時点で有効なもの）」のうち「建築一式」の総合評定値（P点）が700点以上であること。
- (12) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業の特定建設業許可及び同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項審査をいう。）を受けていること。
- (13) 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において、国、地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む。）が発注者である非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造に限る。）の公共建築物の新築又は改築若しくは大規模改修工事（いずれも施工面積300㎡以上のものに限る。）を元請又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として受託し、履行を完了した者であること。

#### 4 配置技術者

元請負人が配置する現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、次に掲げる条件を満たす者とする。なお、現場代理人及び監理技術者は専任配置とし、現場代理人が監理技術者を兼ねることは妨げない。ただし、参加者が共同企業体の場合、現場代理人は代表構成員から選任するものとする。

- (1) 現場代理人

ア 技術資料等の提出日時点において、参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

(2) 監理技術者

ア 技術資料等の提出日時点において、参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

イ 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有すること。

ウ 一級建築士、一級建築施工管理技士又は国土交通大臣が特別に定める資格を有すること。

(3) 主任技術者

ア 本契約の成立日時点において、受注者又は協力事業者となる事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

イ 建築施工主任技術者は、二級建築士又は二級建築施工管理技士以上の資格を有すること。

ウ 電気設備施工主任技術者は、二級電気工事施工管理技士以上の資格を有すること。

エ 機械設備施工主任技術者は、二級管工事施工管理技士以上の資格を有すること。

## 5 実施要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年6月6日（金）から

(2) 配布方法

本要項、各様式及び設計図書等は、鞍手町ホームページ内の本公募に係るページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

## 6 実施要項及び技術資料等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月18日（水）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）に記入し、電子メールにて提出すること。また、送信後は、当該期間中の平日8時30分から17時15分までに電話で着信確認を行うこと。

(3) 提出先

鞍手町役場 管財課 契約管財係

住所 鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2

電話 0949-42-2814（内線254）

Email keiyakukanzai@town.kurate.lg.jp 【要到達確認】

(4) 質問回答

回答は個別には行わず、令和7年6月20日（金）までに、随時、鞍手町ホームページ内の本公募に係るページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本要項及び仕様書

等の追加、修正事項として取り扱う。

## 7 技術資料等の提出

### (1) 提出期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月26日（木）まで

### (2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送等（宅配便可）とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分までとする（郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。）。

### (3) 提出場所

本要項「第3 募集要領、6 実施要項及び技術資料等に関する質問の受付及び回答、(3) 提出先」に同じ。

### (4) 提出書類

#### ア 様式等

提出書類は、次の①から⑰の書類とする。なお、参加者が共同企業体の場合、⑤から⑰の書類は、すべての構成員において提出するものとする。

- ① 様式2 参加表明書
- ② 様式3 委任状（共同企業体の場合のみ）
- ③ — 共同企業体協定書（任意様式）の写し（共同企業体の場合のみ）
- ④ 様式4 参加者の施工実績
- ⑤ 様式5 監理技術者に関する調書
- ⑥ 様式6 参加者の技術的特性に関する調書
- ⑦ 様式7 暴力団排除に関する誓約書
- ⑧ 様式8 使用印鑑届出書
- ⑨ 様式9 委任状
- ⑩ — 営業所一覧表（任意様式）
- ⑪ — 参加者に所属する技術者及び有資格者名簿（任意様式）
- ⑫ — 建設業許可書の写し
- ⑬ — 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑭ — 印鑑証明書
- ⑮ — 直近の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ⑯ — 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税〔その3の3〕）
- ⑰ — 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

#### イ 提出部数

各1部（添付及び参考資料も同じ。）

### (5) 作成要領

#### ア 共通

提出する様式等の規格は、日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）とする。ただし、添付及び参考資料についてはこの限りでないが、A4以上の場合はA4サイズに折り込み、綴じこまずにクリアファイル等に収納して提出すること。

イ 様式2 参加表明書

代表者印を押印のうえ、提出すること。併せて、様式3（共同企業体のみ）～商業登記簿謄本（登記事項証明書）までの必要な書類を添付すること。なお、参加者が共同企業体の場合、協定書の作成にあたっては、鞍手町共同企業体運用要綱（平成10年6月30日鞍手町告示第88号）を参照すること。

ウ 様式4 参加者の施工実績

本要項「第3 募集要領、3 参加資格要件、(13)」の施工実績を3件以内で記入すること。また、実績が複数ある場合は、新築のもの、履行期間が新しいもの、施工面積が大きいものを優先的に記入すること。なお、記入した実績については、契約書の鑑の写しのほか、施工実績に該当することが正確に確認できる資料（コリンズ登録情報）等で様式中記載の内容が確認できるものの写しを添付すること。

エ 様式5 監理技術者に関する調書

本要項「第3 募集要領、4 配置技術者、(2) 監理技術者」について必要事項を記入すること。

オ 様式6 参加者の技術的特性に関する調書

参加者の技術力等を判断する資料として、独自の工法や安全対策など、参加者ならではのアピールポイントやセールスポイントを記載すること。

カ 様式8 使用印鑑届出書～商業登記簿謄本（登記事項証明書）

鞍手町に対して令和6年度競争入札参加資格申請が済んでいる場合は提出不要とする（参加登録のみは不可）。また、様式9 委任状は、受任者を置かない場合には提出不要とする。なお、参加者に所属する技術者及び有資格者名簿については、発注者が求めた場合のみ資格者証の写し等を添付すること。

キ 作成上の留意事項

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

## 8 技術資料等作成説明会

本工事における技術資料等の作成説明会は、実施しない。

## 9 技術資料等のヒアリング

本工事における技術資料等のヒアリングは、実施しない。

## 10 参加資格審査及び指名選考

提出された技術資料等を基に資格審査を実施し、令和7年7月1日（火）までに資格適合者の中から本工事の指名競争入札に係る指名者を選考し、決定する。

### （1）選考方法

ア 資格指名委員会において、鞍手町建設工事等公募型指名競争入札実施要領（令和2年鞍手町告示第31号）第4条第2項の規定により指名者の選考を行う。

イ 資格審査において、資格適合者が15人を超えた場合は、概ね15人を指名者の上限と

して選考する。

ウ 指名者の下限は、原則として3人以上とするが、応募状況に応じ2人以上とすることもある。

エ 選考に対する異議申し立てはできないものとする。

## (2) 結果の通知

選考の結果、指名者として決定した者には、指名競争入札通知書の送付を行う。また、指名しなかった者には、指名しなかった理由を書面により通知するものとする。

## 11 現場説明会

現場説明会は、令和7年7月3日（水）から令和7年7月9日（水）（土日を除く）の間で実施を予定し、本要項「第3 募集要領、10 参加資格審査及び指名選考、(2) 結果の通知」の指名競争入札通知書の送付と併せて発注者があらかじめ参加者ごとに割り当てた日程を案内する。参加者は、この日程の都合が悪い場合は、発注者と別途日程調整を行うものとする。

なお、現場説明会以外で履行場所に立ち入ることを固く禁止する。

## 12 設計図書等及入札に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月11日（金）正午まで

### (2) 提出方法

本要項「第3 募集要領、6 実施要項及び技術資料等に関する質問の受付及び回答、(2) 提出方法」に同じ。

### (3) 提出先

本要項「第3 募集要領、6 実施要項及び技術資料等に関する質問の受付及び回答、(3) 提出先」に同じ。

### (4) 質問回答

回答は個別には行わず、令和7年7月17日（木）までに、随時、鞍手町ホームページ内の本公募に係るページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

## 13 その他

提出書類の取り扱いについて、提出された資料及びその複製は、本公募の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、発注者は、本公募に係る情報公開請求があった場合、鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）に基づき、様式2～5を公開することがある。

なお、提出された書類は返却しない。

## 第4 入札契約

### (1) 入札の実施

指名競争入札通知書の送付以降（本要項「第3 募集要領 2 スケジュール 入札段階」をいう。）は、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号）その他の入札関係規程に基づき通常の競争入札の手順により実施することとし、入札日は令和7年7月24日（木）を予定する。

### (2) 契約の締結

本工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和30年鞍手町条例第21号）第2条の規定に基づき、仮契約後に鞍手町議会に請負契約締結の議案を提出し、議決により本契約として成立するものとする。なお、議決日は令和7年8月上旬を見込む。

以上